

第7回八重瀬町総合開発審議会 議事録

日 時：平成20年8月19日（火） 15：10～17：00
場 所：八重瀬町役場2階 議会会議室
委 員：神谷会長、宮城副会長、與儀委員、玉城委員、新垣 勲委員、仲里委員、伊
集委員、國吉委員、安里委員、小野委員
（欠席：城田委員、新垣 清徳委員、野原委員、上原委員）
八重瀬町：金城、上地、与谷、新垣
（株）国建：内間、江田、与儀、山城

第7回八重瀬町総合開発審議会議事 第1次八重瀬町総合計画基本構想について

【第6回総合開発審議会協議状況報告について】

第6回総合開発審議会協議による修正箇所

事務局(上地)：前回の審議会の中で神谷会長の方からパブリックコメントの有無の確認があっ
たが、新たなパブリックコメントによる回答は無かった。

資料 P28 與儀委員の提案により、「幼児・児童生徒」を「幼児児童生徒」に
修正した。

資料 P29 「生涯学習の充実・人材育成の充実」 2番目「家庭・学校・地域・
行政が一体となって…いのちを育む人づくりを推進します(前回資料)」を委員等
の「表現がわかりづらい」との指摘により「家庭・学校・地域・行政が一体となって
幅広い人材を…いのちを大切に作る人づくりを推進します。(今回資料)」に修正
した。

資料 P15(4)「いのちを育む人づくり」の文章中、下から2行目「生涯に渡って
(前回資料)」を神谷会長の指摘により「生涯を通して(今回資料)」に修正した。

資料 P25 「自然環境・生活環境の保全」 2番目2行目「植栽等(前回資
料)」を小野委員の意見により「緑陰を増やす(今回資料)」に修正した。

資料 P24 「住宅・生活環境の整備」 1番目「自然や田園環境と調和した新
たな住宅地開発の拡大(前回資料)」を國吉委員、小野委員等の指摘から「拡大」
を削除し「自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発を適切に誘導する…
(今回資料)」に修正した。

事務局による修正箇所

事務局(上地)：資料 P7(2)「町民ニーズの多様化」の全文を内容は変えず、表現を変えた。

資料 P21 「農業の振興」 1番目1行目に食の安全などを強調することによ
り農業の大事さが伝わるのではないかととの観点から「食料自給率や食の安全の
問題等が叫ばれる中、」を追加した。

資料 P24 「住宅・生活環境の整備」の用語解説「景観行政団体(前回資料)」を、「景観地区(今回資料)」に修正した。

資料 P24 「地域安全・防災体制の整備」を3項目から4項目に追加修正した。特に4項目については、大規模地震が多発する中、沖縄でも耐震への対応を考えていかないといけないことから新たに追加している。

資料 P25 「循環型社会の構築」1番目と2番目を前回資料より入れ替え、「未来を担う子ども達のためにも、…推進に努めます。(今回資料)」を先に持ってきた。2番目「ゴミの適正な分別収集や処理に努め、…推進します(今回資料)」の部分は前回資料より文書の前後を入れ替えるなどして修正した。

資料 P25 「自然環境・生活環境の保全」5番目2行目の「景観行政団体(前回資料)」から「景観地区(今回資料)」へ修正した。

資料 P34 「土地利用に関する基本的な課題」1番目「八重瀬町は、旧東風平町と旧具志頭村の合併により…(前回資料)」を旧東風平町、旧具志頭村の「旧」を取り、「八重瀬町は、東風平町と具志頭村の合併により…(今回資料)」へ修正した

資料 P36 新町建設計画と総合計画との位置付けを確認するため、「第3章 新町建設計画の推進」を新たに追加した。

【基本構想(案)について】

玉城委員 : P7のみ文章が過去形になっているが何か意味があるのか。

事務局(上地) : P7については、合併の背景を表現しているので過去形になっている。P8以降については「時代の潮流」ということで現在形にしている。

神谷会長 : P24 「地域安全・防災体制の整備」について、新築の建物には火災報知器の設置義務があるが、既存の建物に対する火災報知器の設置義務等の法整備・条例整備等、火災報知器を取り巻く状況はどうなっているのか。

事務局(山城) : 新築に関しては平成18年度から設置義務はある。

既存の建物については、概ね平成21年頃沖縄県による火災報知機設置義務の条例化が行われと聞いている。また、市町村の条例によっても変わってくると思われる。

神谷会長 : 法律も踏まえて、火災報知器を設置するよう行政が指導することはできないのか。

以前に比べて火災に対するの関心の度合が低下している。平成21年から既存の住宅に対しても火災報知器の設置が義務付けられるようであるが、関心度合の低さから火災報知機を設置せずに放置されることが多くなると懸念される。

事務局(上地) : 基本計画で謳うか考えたい。

神谷会長 : 具体的なことは基本計画で謳うということで理解してよいか。

事務局(上地) : 基本構想の中で謳うならば、別の表現にした方が良いと考えられる。例えば「火災の対策」等といった表現が適切だと考える。

- 神谷会長 :平成21年から既存の住宅についても火災報知器の設置が義務付けられることから、具体的に謳ったほうが良いと考えられる。
- 國吉委員 :法律では謳われているが、八重瀬町独自のものではないので、あえて謳う必要はないと考えられる。
- 事務局(上地) :地震に伴う火災であれば、P24 4番目「大規模地震等を想定した…」の部分に文言を追加できるが、日常で起こりうる火災の防火についてはイメージが違う。
- 安里委員 :法律で決まっている事なので、入れなくても良いと考えられる。
- 神谷会長 :法律で決まっているから町に任せるとするのは間違っている。
- 玉城委員 :「防火」を入れるのであれば、P24 3番目「地域安全対策や防災対策を推進するため、…」の中に入れた方が良いと考えられる。
- 小野委員 :「地域安全対策や防火防災対策…」とした方が良いと考えられる。
- 神谷会長 :「火災報知器の設置等」の文言は入れないで良いか。
- 玉城委員 :「防火」の中に含まれる。
- 神谷会長 :「防火(火災報知器設置)」としてはどうか。
- 小野委員 :基本構想なので、そこまで細かいことは入れなくて良いと思う。
- 事務局(上地) :P24 3番目の「地域安全対策や防災対策…」を「地域安全対策や防火防災対策…」とすることで良いか。
- 國吉委員 :「防災対策」という言葉の意味には「防火」という意味は入っていないのか。
- 事務局(上地) :「防火防災」とした方がわかりやすい。辞書では「防災」の中に「防火」の意味も含まれている。
- 神谷会長 :「防災」という言葉には、一般的に自然災害のイメージがある。
- 事務局(上地) :わかりやすいように「防火防災対策」に修正する。
- 神谷会長 :P25の「自然環境・生活環境の保全」に「風致地区や景観地区など…」とあるが、風致地区とはどのようなものか。
- 小野委員 :風致地区は自然景観を守り、規制をかける地区指定のことを言う。
- 神谷会長 :町内で起こる墓地問題があるが、それについては本町の土地利用計画に入っていくという理解でよいか。
- 事務局(上地) :墓地については国土利用等で謳っていくところである。
基本構想の中では、P35(3)「秩序ある土地利用」5番目にあるように「墓地については、景観上の面からも集約化など適正な対応を図ります。」と謳っている。
- 小野委員 :八重瀬町の墓地は個別に増えているのか。那覇市内では新しい分譲地ができて問題になっている。
- 神谷会長 :門中墓があるので地元住民の墓地は増えていない。新たに八重瀬町に住んだ方や、近隣市町村の方が八重瀬町に墓を作るといったニーズが高くなっている。
- 小野委員 :墓地は都市計画上、勝手に作れないのではないか。

事務局(内間) :墓地に関しては基本的に都市計画法では縛れない。墓地埋葬法が適用される。

墓を建てる場合、建築の届出をしなければならないが、特に近隣から苦情が無い限りほとんど認められてしまうのが現状となっている。

墓地埋葬法はもともと内地の檀家制度を想定しており、沖縄の風習風俗に対しては、対応しにくい部分がある。沖縄県からもこのような墓問題をどうにかしたいと相談されている。

他市町村において、墓地基本計画を作成しているが、最終的には外部の方に土地を売らないようお願いするしかない。外部の人に墓地を購入されて墓を建てられたらどうにもならないのが現状である。

宮城副会長 :市町村レベルでは規制できないか。

事務局(内間) :現在の届出自体は県の管轄であり、今後、市町村へ権限委譲されると聞いている。規制については幹線道路から何メートル以上、河川から何メートル以上離す等のような内容となっている。

神谷会長 :近隣住民の合意が無くても墓地建てる事は可能なのか。

事務局(内間) :罰則規定がゆるいため、届出をしない事例もみられる。

事務局(上地) :P34「土地利用に関する基本的な課題」6番目にあるように町民「公営墓地を検討してほしい」という意見が見られたので、この検討は必要であるということ課題として挙げ、墓地マスタープランを作成する等といった適切な対応を図っていく。今後、県からの権限委譲で墓地行政も市町村に降りてくるということで、町としても十分な対応をしないといけない状況である。

國吉委員 :文章の最初に句読点の「、」から始まっている部分があるので、修正してほしい。

事務局(上地) :そのように修正する。

【答申書(案)について】

神谷会長 :基本構想の内容がほぼ固まったので、本日、答申案のとおり町長へ答申を行いたい。

答申案の作成については各自治体の答申案を参考にしている。答申案について意見はあるか。

與儀委員 :答申案の記以降の番号がすべて「1」となっているが、これで良いのか。

事務局(上地) :同等の考えということで、すべて「1」とし示している。

玉城委員 :「記」2番目に「実情」とあるが、「実状」に修正してほしい。

與儀委員 :「記」最後の文章「本計画を八重瀬町全体で…」の部分は「八重瀬町民全体で…」ではないのか。

事務局(上地) :基本構想のP2にも掲載しているが、「八重瀬町」の定義は八重瀬町民・役場・議会で構成する機関であり、「八重瀬町」というのは何も役場だけではない。八重瀬町を構成するもの全てということで認識していただきたい。

神谷会長 : 答申書中段部分に「地域力を高め…」とあるが「地域力を高め」とは具体的に
どういうことか。ここで言いたいことは、町民の意識を高揚して高めるとい
うことではないか。

事務局(上地) : 「地域力」という言葉が近年使われだしており、阪神・淡路大震災などのよ
うな行政だけでは対応しきれない災害などの事例があり、ボランティア意識など
にも関わるが、地域の力が今後のまちづくりには必要ではないかと考え、個人
個人の意識を高めるのみならず、地域全体で高めていく必要があると考
える。
「地域力」という言葉は基本構想に用語解説がなく、イメージし辛いので、
基本構想の中でも用語解説したい。

神谷会長 : 答申案の修正を行い、町長に答申を行いたいがこの内容で構わないか。

全委員 : 了承

神谷会長 : 今回は、基本構想についての答申となっている。また、基本計画の策定も
おこない、審議を行っていく必要がある。

議会で修正があったら、再度審議会で修正を行っていくのか。

事務局(上地) : 議会の判断となるが、大幅な修正や方向が変われば、審議委員の
皆様に審議をしてもらう。

【答申について】

事務局(上地) : 「第1次八重瀬町総合計画(基本構想)答申までの経過報告」を報告

神谷会長 : 第1次八重瀬町総合計画(基本構想)答申

【今後の日程について】

事務局(金城) : これから基本計画の策定にうつりますが、審議委員の皆様に基本
計画についても、審議をしてもらいたいので、今後ともよろしくお願
い致します。

事務局(上地) : 現審議委員の任期が、平成20年9月7日となっていますが、
基本計画審議会の委嘱状を皆様にお送りしますので、基本計画の審議
の方もよろしくお願
い致します。

神谷会長 : 基本計画策定については、資料を委員の方に事前配布をしてほ
しい。その方が効率的に審議を進めることができる。

事務局(上地) : 次回からそのようにする。

以上